

「奈良県人権施策に関する基本計画」の策定 にあたっての意見募集の結果について

奈良県では、「人権教育のための国連10年」及び同奈良県行動計画の最終年を迎え、引き続き「県民一人ひとりの人権が真に尊重される自由で平等な社会づくり」を着実に推進するため、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、「人権という普遍的文化の創造を目指す」という「人権教育のための国連10年」奈良県行動計画の基本理念等を受け継ぎ、今後の中・長期的な人権施策の推進指針として、このたび、「奈良県人権施策に関する基本計画」を策定することとしました。

これにあたって、「奈良県パブリックコメント手続に関する指針」に基づき、県民の皆様から、上記基本計画（素案）についてご意見を募集したところ、下記のとおりご意見をいただきました。誠にありがとうございました。

お寄せいただきましたご意見を参考に、「奈良県人権施策に関する基本計画」として策定いたしました。

ここに、皆様からの意見及びこれに対する県の考え方をお示しします。

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の対象

「(仮称)奈良県人権施策に関する基本計画(素案)」

(2) 募集期間

平成16年3月10日(水)～平成16年3月24日(水)

(3) 募集方法

奈良県ホームページ、県政情報センター、県政情報コーナー(県内20ヶ所)において、「奈良県人権施策に関する基本計画(素案)」を公表

(4) 提出方法

電子メール、郵送、ファクシミリ

2. 提出意見の概要

(1) 意見提出数

・意見提出者(団体)数	...	4人
・提出意見数	...	12件

(2) 提出方法別意見提出者(団体)数

・電子メール	...	1人
・郵送	...	1人
・ファクシミリ	...	2人

(3) 項目別意見数

基本的な考え方	...	6件
人権施策の推進方向	...	4件
分野別人権施策の推進	...	2件
推進体制	...	-件

3. 意見の概要及びそれに対する県の考え方

こちらをご覧ください。

「(仮称)奈良県人権施策に関する基本計画(素案)」
 に対する意見に対する県の考え方について

素案の表題等			意見の概要	県の考え方
頁数	行数	表題		
		(全体)	<p>人権は、老若男女それぞれが、最も関心を持っている事柄と思われるが、語彙が生活にあまり親しみのない表現で表されている箇所が見受けられる。語彙に反しない限りで簡単明瞭な同意語を用いて、暖かいイメージが語彙から感じられる表現にできないか。 (当たり前、他者、肝要、主体的、自主的)</p>	<p>ご意見のあった一部ですが、「県民が自主的・主体的に」の記述について、「県民自らが」に修正しました。</p>
1	3	<p>基本的な考え方</p> <p>1 基本計画の策定趣旨</p>	<p>かつて「戦争は最大の差別」として教育や啓発の重要な課題としてきたにもかかわらず「平和」の課題を完全に欠落させている。「反戦・平和・反差別」の視点を重要視する必要がある。</p>	<p>基本計画の策定にあたっては、現行の「人権教育のための国連10年」県行動計画の基本理念等を受け継ぎ、世界人権宣言の趣旨を踏まえて策定しています。</p> <p>第 章の基本的な姿勢の中で、「日本国憲法、世界人権宣言等の精神や内容を学ぶ…」と記述していますが、ご意見を踏まえ、基本計画の策定趣旨の冒頭に世界人権宣言の趣旨を記述しました。</p>
2	8	2 基本理念	<p>「人権尊重の精神を当たり前の社会意識として…」いくために深く学び超えねばならない課題が欠落しているのではないか。</p>	<p>県民一人ひとりが「豊かな人権文化」を身に付けていくためには、個々にそれぞれに多様な課題があると捉えています。</p> <p>第 章の基本理念の中で、「他者あるいは社会との関係の中で、個の尊厳が大切に守られる社会づくり」をめざし、3つの視点を掲げています。</p> <p>これらは、豊かな人権文化の創造をめざして、県民一人ひとりが取り組む普遍的な課題として記述しています。</p> <p>なお、第 章の基本的な姿勢の中で、これまで培われてきた同和教育等の成果を踏まえ、さらに広く豊かな人権教育・啓発の推進に努めることを記述しています。</p>
	9		<p>「人権文化を創る」ことが目的であって、現実の差別問題解決に視点をあてていないと誤解されやすいのではないか。</p>	<p>現実の差別問題解決の視点については、第 章の分野別人権施策の推進で、各重要課題別に記述しており、また、第 章の基本的な考え方の中でも、普遍的な課題について記述しています。</p>
	27	(2) 違いを豊かさとして認め合う共生の社会づくり	<p>基本計画は、実施する側の指針を対外的に示すものですから、計画の趣旨や方向性を示す場合、読む相手(県民)の人権について、あらゆる項目において視点を向けさせる、考えさせる意思行為が必要ですが、必要以上に断言している箇所がある。やさしい問いかけも使い方によっては、断言以上に効果があるのではないか。</p>	<p>ご意見のあった「なっていくます」の記述について、「つながっていくます」に修正しました。</p>

素案の表題等			意見の概要	県の考え方
頁数	行数	表題		
4	3	4 人権施策推進にあたっての基本的な姿勢 (2) 人権教育・啓発の推進 県民の自主性・主体性を尊重した人権教育・啓発の推進	「県民の自主性・主体性を尊重...」と述べられているが、この主体的な取組を支える行政責任が示されていない。	第 章の県民の自主性・主体性を尊重した人権教育・啓発の推進の中で、「県においては、県民自らが積極的に人権に関する学習に取り組むことができるよう、学習機会の提供など、学習環境の整備に努める」と記述しています。 また、この基本的な姿勢に基づき、第 章以下に、それぞれの施策の方向について記述しています。
	13	同和教育等の成果を踏まえた人権教育・啓発の推進	教育・啓発の推進には、「同和教育の成果を踏まえた...」としているが同和教育の発展として...人権を捉えることが大切ではないだろうか。	第 章の基本的な姿勢の中で、これまでの同和教育等の取組に関する記述を充実させ、人権教育・人権啓発として発展・推進することを記述しました。
6	10	人権施策の推進方向 1 人権教育・啓発の推進	リード分を1996年、地域改善対策協議会意見具申に準じた表現にすべきでは、「普遍的」と重なり、また、意味がわかりにくくなるため「人権一般」という言葉は使わない方がよい。	1996(平成8)年の地域改善対策協議会意見具申の表現等を参考に一部修正しました。また、ご意見のあった「人権一般」の表記は削除しました。
16	1	(3) 特定の職業に従事する者への人権研修	「人権研修」「人権問題研修」という表記は共に一般的ではなく、「人権問題に関する職場研修」にすべきではないか。	本文中に「人権問題研修」や「人権に関する研修」と記述しており、見出しについては、シンプルに「特定の職業に従事する者に対する研修」と修正しました。
18	19	マスメディア関係者	マスメディア関係者について、ここで人権研修として取り上げるのではなく、人権を擁護と侵害に視点を向け、マスメディアに関連する人々を業界別、殖産別に据え、新しい項目を設ける構成を再考されれば、具体的で真摯な研修が行えるのではないか。	マスメディア関係者については、その自主的な人権教育の取組は重要との認識のもと、現行の「人権教育のための国連10年」県行動計画に準じて、「特定の職業に従事する者に対する研修」に記述しています。
21	1	分野別人権施策の推進	「分野別人権施策...」と示されているが、差別の根は一つという認識が希薄なためにおこる現状を認識する必要がある。	現実の差別問題解決の視点については、第 章の分野別人権施策の推進で、各重要課題別に記述しており、また、第 章の基本的な考え方の中でも、普遍的な課題について記述しています。
34	1	6 外国人	「5 障害者」の後に「中国残留帰国者」の項を加えてはどうか。	「12 その他」の中で、ご意見のあった「中国残留邦人」について記述しました。